（医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部改正）

第二条　医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（製品受領者の意見） **第五十五条**　（略） ２・３　（略） ４　製造販売業者等は、法第六十八条の二の六第一項の規定に基づき収集された情報等製品の出荷後において得る知見の照査を、前項の意見収集の仕組みの一部としなければならない。	（製品受領者の意見） **第五十五条**　（略） ２・３　（略） ４　製造販売業者等は、法第六十八条の二の五第一項の規定に基づき収集された情報等製品の出荷後において得る知見の照査を、前項の意見収集の仕組みの一部としなければならない。

附　則

この省令は、令和四年十二月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十九条の三及び第二百七条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百十八条の二及び百五十五条並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十一条の二の二第一項及び第九十八条第一項の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月十三日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　小倉　將信

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等） **第百三十五条の二**　法第百五十九条の三の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。 一～六　（略） 七　申出に係る被保険者が産前産後休業に係る子を出産した場合にあっては、出産の年月日 八　（略） ２・３　（略） （口座振替による納付の申出） **第百四十二条**　法第百六十六条の規定による納付義務者の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。 一・二　（略） 三　納入告知書を送付する金融機関の店舗の名称	（産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等） **第百三十五条の二**　法第百五十九条の三の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。 一～六　（略） 七　申出に係る被保険者が産前産後休業に係る子を出産した場合にあっては、当該子の氏名及び生年月日 八　（略） ２・３　（略） （口座振替による納付の申出） **第百四十二条**　法第百六十六条の規定による納付義務者の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。 一・二　（略） 三　納入告知書を送付する金融機関の店舗の名称及び所在地